平成２８年（フ）第１６０号
さいたま市緑区大字大間木403番地２、旧住所さいたま市緑区大字中尾2336番地50
債務者　川村　悦夫
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
盛岡市北夕顔瀬町12番１―304号
債務者　野崎　　徹
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１９９１号
愛知県あま市甚目寺寺西57番地４
債務者　瀧川　賢次
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３４号
名古屋市北区三軒町38番地　サンライズ中野101号
債務者　田邊　一正
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１号
長崎県大村市荒瀬町514番地16、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷484番地２
債務者　坂本ヒトミ
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
長野県岡谷市堀ノ内２丁目13番18号　西堀ライラックマンション202
債務者　宮坂美祈男
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　智和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２４０号
埼玉県川越市東田町12番地27（キャッスルマンション川越Ｂ―303号室）
債務者　木川田　実
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７３１号
さいたま市中央区下落合６丁目18番17―502号
債務者　落合　　満
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３１号
北海道美唄市字美唄1718番地８（南美唄町下13条１丁目）　左２号
債務者　伊藤　姓子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６８号
北海道伊達市末永町123番地６
債務者　飯田　理美
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
群馬県太田市只上町2004番地１
債務者　田嶋　　治
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５４７号
京都市南区吉祥院西ノ内町10　ベルシェ西ノ内408号室、住民票上の住所京都市西京区下津林南中島町89番地
債務者　鈴木　孔貴
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－１棟906号、前住所京都市伏見区向島庚申町119番地３　ハイメディア21　２－Ｆ号室
債務者　清水　平藏
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８２号
京都府向日市物集女町燈篭前２番地の48
債務者　中村　朱美
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
香川県高松市寺井町247番地　市住32―171
債務者　梅林　稔弘
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５号
福岡県久留米市津福今町430番地　ニューライフつぶく103号
債務者　古賀　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部